議 案 参 考 資 料

［令和 8 年第 4 回定例会(12 月)］

［担当課(室)係(担当)］

人材育成課　人事給与担当

議案名

議案第 85 号　桐生市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

一般職の職員の給与改定に準じ、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数について、所要の改正を行おうとするものです。

概　要

1　報酬に係る改正

会計年度任用職員の報酬額は、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表によるものとしており、同条例の改正により、平均 3.7%の引上げとなります。　［令和 8 年 4 月 1 日から適用］

（施行期日：公布の日）

2　期末勤勉手当に係る改正

パートタイム会計年度任用職員については、再任用職員同様、期末手当を 0.025 月、勤勉手当を 0.025 月、合わせて 0.05 月引き上げます。

（期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 2.45 月⇒2.5 月）

また、フルタイム会計年度任用職員については、正規職員同様、期末手当を 0.025 月、勤勉手当を 0.025 月、合わせて 0.05 月引き上げます。

（期末手当及び勤勉手当の年間支給月数 4.65 月⇒4.7 月）

［令和 8 年 12 月 1 日から適用］

（施行期日：公布の日）

3　通勤手当及び費用弁償に係る改正

通勤時における自動車等の駐車場利用料の自己負担を軽減するため、正規職員と同様に駐車場等の利用に対して 5,000 円を超えない範囲で、フルタイム会計年度任用職員には通勤手当として、パートタイム会計年度任用職員には費用弁償として支給します。

（施行期日：令和 9 年 1 月 1 日）

背景・経過

会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、一般職の職員の給与改定に準じて条例改正を行っております。